

双葉地区特別支援学校整備に関する基本計画

～『地域の子どもの学びと双葉地区の復興を支える、
魅力ある特別支援学校の整備』～

福島県教育庁特別支援教育課

はじめに

富岡支援学校は、東日本大震災及び原子力発電所事故により、避難を余儀なくされ、被災直後には県内7カ所の特別支援学校内に分教室を設置し、在籍児童生徒の内60名を各特別支援学校で受け入れ対応した。平成24年には聴覚支援学校平校の敷地内に仮設校舎（定員40名程度）を設置し、その後、児童生徒数の増加に伴う教室不足の解消を図るため、平成29年4月に中・高等部を四倉高校内の一部の教室を改修して応急的に移設した。しかし、小学部は現在もプレハブ仮設校舎で学んでおり、8年が経過し様々な不具合が生じている。復興・創生期間の終了年度（2020年度・令和2年度）を前に双葉地区での再開に向けて方針を決定する時期となっている。

本県の特別支援教育を必要とする児童生徒数はこの10年間で約2倍程度増加し、令和元年5月現在、小中学校児童生徒は約7,200人、特別支援学校在籍児童生徒数は2,155人、全体で9,300人以上となっている。双葉地区においても、今後住民の帰還が進むと見込まれる中で、特別支援学校の整備の重要性は増している。

双葉地区での特別支援学校の再開は、避難地域の教育復興と住民の帰還を助ける基礎整備として、避難地域における「教育の再生」のシンボルとなる重要な事業である。障がいのある児童生徒の学習環境の充実と、住民のふるさとへの帰還を促進するために県教育委員会は双葉地区の特別支援学校の整備に関する取り組みを加速させていく。

1 双葉地区における、児童生徒・学校・地域の現状と今後の予測推移

(1) 児童生徒数、学園生数、学級数 (H22 ～R1) の推移

(略)

(2) 児童生徒数の今後の推移予測

(略)

(3) 児童福祉施設との提携

これまで併設施設である東洋学園と提携してきた関係性を維持し、児童生徒の生活の場を保持しながら適正規模の学習環境を作っていくことが大切である。

(4) 仮設校舎の状況

現在、中・高等部が四倉高校に移設され、小学部児童は仮設校舎を利用している。仮設校舎は、床や壁の補修を必要とする箇所が増えるなど不具合が生じており、今後の整備を早急に進める必要がある。

2 設置の目的

- 双葉地区における特別支援教育の基幹となる学校として、支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応じた連続性のある学びを提供・保障する役割を果たす。
- 双葉地区の地域支援センターとしての機能を発揮し、地域に根ざした相談支援や研修支援等の活動を行う。
- 双葉地区の住民の帰還はもとより他の地区や県内外からの新たな住民移住を促進し地域の復興支援の一助を担う。
- 特別支援学校としての基本機能に加え、地域住民の豊かな生活、生涯学習、福祉を支える役割を担う。

3 基本方針及び基本計画策定に関する考え方

- 双葉地区の特別支援学校については、同地区及びいわき地区北部に居住する知的障がいのある児童生徒並びに東洋学園に入所する主として知的障がいのある児童生徒を対象とする特別支援学校として双葉地区内に新たに整備し、仮設校舎から早期移転を目指す。
- 新たに整備する学校は、小学部、中学部及び高等部を設置する。なお、富岡支援学校の現施設は解体する。
- 基本計画策定に当たっては、「特別支援学校施設整備指針」（平成28年3月：文部科学省）に基づき障がいのある児童生徒の教育と、双葉地区の特別支援教育の拠点として、子育て支援を含め、就学前から卒業後における相談支援や研修支援を行うなど、センターの機能を発揮する施設設備とし、特別支援教育の推進を担う学校とする。
- 双葉地区において学校が地域と共に復興を進める中で、地域の人々と交流を深め、児童生徒の社会的自立を図り、地域住民と共に健康的で安全に生活を送ることができる拠点としての機能や役割を担うことができる学校を目指す。

4 施設整備に関する考え方

(1) 児童生徒の教育の充実

① 児童生徒一人一人の発達の段階と特性及び障がいによる学習上又は生活上の困難さに対応した教育ができる施設

障がいのある児童生徒の自立と社会参加を目指し、一人一人の発達の段階や障がいの状態及び学習上又は生活上の困難さに応じた、多様な指導形態の学習や学習グループによる体験的な学習が展開できるよう、学習形態に合わせて広さを変更できる空間を備えた施設とする。

② 安全で快適な施設

児童生徒の学校生活における安全性と快適性を最優先に考え、日照、採光、通風、換気、室温及び音の影響に配慮した施設とする。

重複障がいのある児童生徒が利用する空間については、身体を動かす活動や遊びに関する学習が行えるよう配慮する。

児童生徒の突発的な行動や、不審者の立入り防止に配慮する。

スロープや手すり等を設置する他、多目的トイレ、エレベーター等を整備するなど、児童生徒の移動や活動がスムーズにできる施設とする。

③ 各教科学習を充実させる施設

障がいの特徴や学習上の特性等を踏まえ、児童生徒が自立し社会参加をするために必要な知識や技能、態度などを身に付けるための教科学習に必要な施設を整備する。

④ キャリア教育の充実を図る施設

社会的・職業的自立に向けて必要となる能力や態度を育成し、地域に貢献できる児童生徒を育てるため、各教科学習や作業学習、実習をとおしたキャリア教育の充実に必要な職業科室、作業室、多目的室等の施設を整備する。

⑤ 情報活用能力の育成を図るために必要な環境を備えた施設

児童生徒の学習指導の効果を高めるため、コンピューターなどの情報機器を積極的に活用できる環境を整備するとともに、遠隔授業や交流及び共同学習においても活用を図ることができる施設とする。

(2) 地域との連携

① 障がいのある子どもの相談・支援等に利用できる施設

双葉地区における特別支援教育を推進し、特別な支援を必要とする児童生徒に対し早期からの発達支援、保護者の養育に関する教育相談、小・中学校等の教員研修への支援など特別支援学校のセンター的機能を発揮するため、地域支援センターや教育相談室を整備し、随時受け付ける教育相談や、地域の特別支援教育に携わる教職員への研修等に利用する。

② 災害に対応した福祉避難所としての機能をもつ施設

児童生徒や地域の障がい者、高齢者を含む災害時要援護者を有事の際に受け入れることが可能な施設とする。特別支援学校教員の専門性を活かし、視覚・聴覚障がい者・肢体不自由者等への情報保障や、各種障がい領域への対応を可能にし、必要に応じて柔軟に対応することができる施設として自治体との連携を密にする。

③ 地域との交流や文化振興を支える施設

地域開放施設として、音楽室、図書館、体育館及び校庭を活用し学校が主催するスポーツイベント、芸術鑑賞教室や作品展、学校祭等を地域と協働的に企画運営し、広く参加を呼びかけ学校施設を児童生徒と地域住民との交流の場として活用する。

また、時間帯を設定しながら校舎内の施設の一部を地域のカフェとして活用し、喫茶接遇の学習として高等部の生徒に接客を体験させることができるようにする。

④ 農福連携を通して地域のコミュニティーを醸成するための施設

地元産の農産物（サツマイモ等）の栽培と収穫を学習内容に取り入れるための農園や農業用ハウスを設置する。収穫した作物を活用した加工品や商品開発を行う施設として、調理室や作業室を整備し、農業と福祉の連携により地域住民や経験豊かな高齢者の参画を得ながら学習を充実させることができるようにする。

(3) 永く生きる学校施設

① エネルギーの効率的な利用

施設の外壁や窓等の開口部の断熱性能を高めるとともに、太陽光や外気の内部への導入や遮断による効果を有効に活用する。

また、空調機器等は、内部環境を良好に保持でき、かつ、エネルギーを効率的に使用できる性能を有する機種を選定する。

② ライフサイクルコストの低減

エネルギー消費コストの低減を図りながら、環境に配慮するとともに、外壁材や内装材等の使用材料におけるイニシャルコスト及び維持管理コストに配慮した材料や維持管理の容易な設備機器を選定するなど、ライフサイクルコストの低減を図る。

5 学校規模

(1) 児童生徒数（64名を想定）・学級数（小中43名・高21名）

小学部 児童数15名程度 学級程度（通常学級2学級、重複障がい学級5学級）

中学部 生徒数28名程度 学級程度（通常学級3学級、重複障がい学級7学級）

高等部 生徒数21名程度 学級程度（通常学級3学級、重複障がい学級4学級）

(2) 教職員数及び事務職員数 ※特別支援学校教員定数(改正令附則第8項関係 算定方式による)

教職員 小中学部36名程度（管理職・教諭等）

高等部 23名程度（教諭等・養護教諭・実習助手等）

事務職員 4名程度

6 施設整備の概要

(1) 建設予定地

双葉郡檜葉町大字井出上ノ岡33 (旧檜葉北小学校跡地)

※建設予定地は、檜葉町から無償による貸与を受ける見込み。

(2) 計画の規模等

① 敷地面積	15,000㎡程度
② 校舎	6,600㎡程度
③ 屋内運動場	860㎡程度
④ 屋外運動場	6,000～8,000㎡程度
⑤ 駐車場(保護者・来客・公用)	70台程度

※規模・構造については、基本設計の中で検討の上、決定する。

(3) 想定する施設配置



※建物等の配置計画については、基本設計の中で検討の上、決定する。

7 計画諸室の想定規模

【教育部門】		(㎡)		
区	分	部屋数	面積	備 考
普通教室	小学部	7	343	教室の規格 7m×7m ホワイトボードを設置
	中学部	10	490	教室の規格 7m×7m ホワイトボードを設置
	高等部	7	343	教室の規格 7m×7m ホワイトボードを設置
小 計		24	1,176	
特別教室	音楽室	1	90	防音・音響効果のある構造・準備室含む
	美術・図工室	1	90	小学部・中学部に近い場所に設置・準備室含む
	調理室	1	72	生活訓練室に隣接設置
	職業科室	1	72	調理室と隣接して設置
	情報処理室	1	65	サーバー室を内部に設置
	生活訓練室	1	160	調理室に隣接設置
	高等部作業学習室	3	252	塵・音の影響に配慮し普通教室に隣接しない位置とする
	視聴覚会議室	1	150	80名程度が収容でき、写真やスライド映像を投影するスクリーンを設置
図書室	1	50		
小 計		11	1,001	
小・中学部自立活動室		1	54	自立活動用器具を扱える構造
高等部自立活動室		1	54	自立活動用器具を扱える構造
プレイルーム		1	75	小・中学部に近い場所に設置
多目的室		2	100	1室は喫茶接遇実習の可能な室
教材室		3	75	各学部に1室設置
水 治 訓 練 室		1	185	温水プールとし、更衣室、シャワー、トイレを設置
小 計		9	543	
教育部門計①		44	2,720	

【管理部門】		(㎡)		
区	分	部屋数	面積	備 考
校 長 室		1	50	事務室・職員室と近い場所に設置
事 務 室		1	50	校長室に隣接設置
職 員 室		1	220	児童生徒の動きを把握できる場所に設置
保 健 室		1	75	緊急な対応が可能な位置に設置
地域支援センター		1	50	玄関・小学部に近い位置に設置
教 育 相 談 室		1	25	プライバシー等に配慮した構造
印 刷 室		1	20	職員室に隣接配置
放 送 室		1	25	職員室に隣接配置
職 員 更 衣 室		1	50	男女別に設置
生 徒 更 衣 室		3	90	小・中学部用1室(間仕切り男女別)、高等部用2室(各男女別)設置
厨 房		1	245	特食を含め125人分の給食提供。
ランチルーム		1	185	厨房に隣接設置 配膳32㎡を含む。
職 員 ト イ レ		1	50	職員室に隣接配置
児 童 生 徒 ト イ レ		6	300	各階に1カ所洗体用多目的トイレを設ける。
電 気 機 械 室		1	150	
ペントハウス		1	25	
倉 庫		4	100	1階と2階に2室ずつ設置 1室25㎡
管理部門計②		27	1,710	

共用部分③			玄関、昇降口、エレベーター等
		2,215	(①+②)×0.5

校舎施設計	71	6,645	(㎡)
-------	----	-------	-----

【屋内運動場】		(㎡)		
区	分	面 積	備 考	
ア リ ー ナ		620	バスケットボールコート1面	
ス テ ー ジ		85		
ス テ ー ジ 脇 室		65	ステージ脇に配置 放送室を設置	
体育用具室・倉庫		25	出入口両脇に設置	
放 送 室		5		
ト イ レ		25		
共 用 部 分		35	玄関	
屋内運動場計		860	(㎡)	

【農園芸施設】			
区	分	面 積	備 考
農 業 ハ ウ ス		100	12m×8m
農 園		50	サツマイモ栽培等
農 機 具 庫 ・ 倉 庫		20	

(1) 校舎の構成

一般の教育に必要な室、管理・施設運営に必要な室、地域開放に係る室により構成する。障がいのある児童生徒の学習を行うにあたり、各教室と特別教室、管理諸室には水道、冷暖房設備、換気設備、LAN配線、内外線電話等を設置する。

また、障がい者、高齢者を含む災害時要援護者避難所としての地域防災、福祉機能を備えた学校とし、非常用物資の備蓄、避難スペース等を備える。

(2) 屋内運動場の構成

屋内運動場については、校舎からの動線を考慮して児童生徒の円滑な利用が図られる位置に整備する。校舎からの通路はユニバーサルデザイン化を図り、必要に応じてスロープ等を設置する。屋内運動場の床面は木質のフローリングとする。アリーナの広さは、小学部、中学部、高等部の体育科の授業だけでなく、学校行事・学部行事等で使用するのに十分なスペースを確保する。また地域の音楽イベント等、地域の文化振興に活用できるよう、フロアシート（体育館の傷を防止する）や座席（持ち運びが可能な椅子）を備える。

(3) 農園芸施設の構成

天候や気温の影響を受けずに、通年において作業学習（農園芸的活動）が実施できる農業ハウスと、路地植え栽培を行う農園を設置する。農機具を保管する倉庫を備える。

(4) 各室の仕様

① 普通教室

- ・各教科の学習や各教科等を合わせた指導による学習（日常生活の指導、生活単元学習等）を行う。

② 音楽室

- ・全学部で共用する。各学部、各学年等が合同で学習できるスペースとする。
- ・音響設備を設置し、歌唱や演奏等の学習に適した構造とする。
- ・楽器の保管と管理、教材教具の作成と保管の場所として音楽準備室を設ける。

③ 美術・図工室

- ・全学部で共用する。各学部、各学年等が合同で学習できるスペースとする。
- ・図工、美術科の指導、生活単元学習等で絵画、版画、彫刻等の表現活動や造形活動、地域の伝統工芸品等の鑑賞活動の学習で使用する。
- ・器材や道具、画材等の保管と管理、教材教具の作成と保管の場所として美術・図工準備室を設ける。

④ 調理室

- ・全学部で共用する。家庭科の調理、食品衛生等の学習に使用する。
- ・教科等を合わせた指導形態である、生活単元学習や作業学習において栽培した農作物を調理加工する学習に使用する。
- ・喫茶接遇等サービス業の職業実習を行う。

⑤ 職業科室

- ・ 中学部、高等部で共用する。
- ・ ビルクリーニング、喫茶接遇、店舗販売等の作業技能に関する実践的な知識及び技能を身に付ける学習を行う。
- ・ 衣、食、住生活の自立、身近な消費生活など实际的に学習するための書籍や教材を設置する。
- ・ 調理室と隣接して配置する。

⑥ 情報処理室

- ・ コンピューターの活用に関する学習を行い、全学部で共用する。
- ・ 高等部では、職業科、情報科等の教科学習において使用する。
- ・ 教科学習をとおして作業技能検定・PC データ入力部門等の各種情報処理能力検定の資格認定程度の知識、技術、能力を身に付ける学習を行う。
- ・ 児童生徒の学習の充実と情報処理活用能力を高めるために、タブレット等の ICT 機器を整備し、各教科等における調べ学習や、テレビ会議システム(ハングアウト等)により児童生徒の遠隔授業や交流及び共同学習を行う。

⑦ 生活訓練室

- ・ 全学部で共用する。
- ・ 自立した生活に向けて日常生活に必要なスキルを学習するために使用する。
- ・ 調理、入浴、宿泊、洗濯の学習を行う。
- ・ 調理室と隣接して配置する。

⑧ 作業室

- ・ 生徒の作業活動を学習する場とし、中学部 1 教室、高等部 2 教室を整備する。
- ・ 木工等大型の設置機械（旋盤、丸鋸等）や、電動工具を使用する学習において使用する。
- ・ 児童生徒への作業音や塵の影響に配慮し、普通教室から離れた配置とする。
- ・ 産業現場等における実習を行うため、必要な材料や製品を保管するスペース、作業机や機材等を設置する。

⑨ 視聴覚会議室

- ・ 全学部の児童生徒及び教職員、保護者等で利用する。
- ・ 写真やスライド映像を投影するスクリーンを設置し、音響機器等も活用できるようにし、児童生徒の視覚・聴覚に直接訴え、教育効果を高められるように視聴覚機器を設置する。また、学部単位の大きな集団でも学習が展開できるようにする。（収容 80 名程度）
- ・ 体験学習や交流及び共同学習等を行う場としても使用する。
- ・ 地域の特別支援教育のセンターとして実施する研修会、同窓会の活動、PTA、地域の人々との交流会、教職員の各種会議等で使用する。

- ⑩ 図書室
- ・図書その他のデジタルメディア（DVDやBlu-ray）等、学校教育に必要な資料を収集、整理、保存し、授業その他の活動において全学部児童生徒並びに教員等が使用する。
- ⑪ 自立活動室
- ・主に重複障がいのある児童生徒の学習の場として設置する。
 - ・児童生徒一人一人の発達の段階に応じて、身体機能の回復と改善、運動・動作能力、感覚や認知機能の向上等を図る学習を行える設備を整備する。
- ⑫ プレイルーム
- ・小学部で使用する。遊具等を設置し遊びや学習活動を通して、個々のコミュニケーション能力の向上、対人関係の基礎等を形成する。
 - ・グループ学習や合同学習など、多様な学習集団による学びの場として整備する。
 - ・学部行事や集会活動等の特別活動に使用する。
- ⑬ 多目的室
- ・中学部及び高等部の各教科や学部行事等で使用する。
 - ・小中学校や高等学校との交流及び共同学習や体験活動、集会活動などで使用する。
 - ・地域の方々を対象に、生徒が喫茶接遇の実習を行うカフェコーナーを設ける。
 - ・作業学習における作業班（紙工、手工芸、レザークラフト）等で使用する。
- ⑭ 教材室
- ・各学部1室ずつ設置する。
 - ・児童生徒が使用する教材教具を収納する。
- ⑮ 水治訓練室
- ・全学部で共用する。
 - ・温水プールとする。
 - ・活動を通して、運動機能、姿勢の維持・向上や心身のリラクゼーションを促す。
 - ・訓練室内に更衣室、シャワー、洋式トイレを整備する。
- ⑯ 校長室
- ・校長の執務、教育関係者等との連絡調整を行う。
 - ・事務室、職員室との連携が図りやすい位置に設置する。
- ⑰ 事務室
- ・来客等に対応できるよう校長室と職員玄関に近い位置に配置し給湯施設を整備する。
- ⑱ 職員室
- ・教員の執務室として整備し、印刷機や諸表簿等を設置、収納できるスペースを確保する。
 - ・手洗い場を設置する。
 - ・放送室と近接した位置に設置する。
- ⑲ 保健室
- ・児童生徒及び教職員の保健衛生管理及び養護教諭の執務室として整備する。

- ・屋内外の運動施設との連絡がよく、緊急時の対応がスムーズにとれるように配置する。
 - ・出入口はストレッチャーが通れる幅を確保する。
 - ・電源や排水、洗濯機の設置台等、洗濯が可能な設備と給湯施設を整備する。
- ⑳ 地域支援センター
- ・双葉地区の特別支援教育を推進し充実させるため、就学前からの早期教育相談や地域の小中学校等に在籍する児童生徒と保護者の相談支援、教員や地域住民等を対象とした研修支援を行う。
 - ・外部からの教育相談や親子教室等の活動に対応できる広さを確保する。
- ㉑ 教育相談室
- ・在籍している児童生徒の生徒指導や保護者に対する教育相談に使用する。
 - ・相談者のプライバシーに配慮したつくりとする。
- ㉒ 更衣室
- ・小中学部児童生徒用の更衣室は1室、高等部生徒用の更衣室は2室設置し、児童生徒の身辺自立の指導のために使用する。
- ㉓ 厨房
- ・給食の実施に当たって、効率的・衛生的、かつ安全に調理するための設備を整備する。また、調理従事者専用の休憩室を設置する。
 - ・「学校給食衛生管理基準（平成21年4月1日施行）」に基づき100～120食程度調理できる設備とし、ペースト食、とろみ食、きざみ食等、特別食の調理についても対応できるようにする。
- ㉔ ランチルーム
- ・全学部で共用する。食事指導、摂食指導、食事介助に必要なスペースを確保する。
 - ・他学部交流も可能となる開放的な空間に配慮する。
 - ・食事指導を通して、食に関する知識、技能の獲得を図り、食育教育を充実させるために使用する。衛生面に配慮し手洗い場を設置する。
- ㉕ 児童生徒用トイレ
- ・児童生徒の障がいの状況等に応じて排泄が可能な洋式トイレを設置する。
 - ・日常生活の指導等で児童生徒の排泄の指導が可能なブースの広さとする。
 - ・失禁者の洗体や衣類の処理をすることができるスペースを確保する。
 - ・多目的トイレを設置する。
- ㉖ 廊下、階段、スロープ、エレベーター
- ・重複障がいのある児童生徒、訪問教育対象の児童生徒の校内活動に支障がないよう、施設全体でユニバーサルデザインの徹底を図り、廊下と階段には手すりを設置する。
 - ・災害時の避難経路確保のため、校舎と屋外をつなぐスロープを設置する。
 - ・廊下は、電動車いすが移動可能な幅を確保し、手洗い用の水道を設置する。
 - ・エレベーターは、出入り口の幅を90cm以上として、車いす等多様な移動手段の使用

を想定した面積と形状にするとともに、児童生徒の動線を考慮して1階昇降口脇に設置する。

⑳ 通学バス送迎スペース

- ・通学バスを想定するため、児童生徒が安全にかつ円滑に通学バスに乗降できるスペースを、昇降口と連絡のよい場所に設置する。

㉑ 倉庫

- ・学校の活動に必要な備品、教育に必要な材料等の保管場所として、出入りに便利な場所に設置する。
- ・災害等、緊急時に必要な物品を保管する。

㉒ 農園芸施設

- ・作業学習において、地域の農業振興と福祉分野との連携を目的に、農作物や花の栽培を行うため農園を設ける。
- ・農園芸用温室を設ける。構造は鉄骨材による簡易なものとし、園芸用施設安全構造基準に準拠した施設とする。
- ・農園は開墾と土壌の改良及び黒土の搬入を行う。
- ・倉庫には、耕耘機、肥料、農耕用具等、学習や環境整備に必要な機械・用具類を保管ができるようにする。収穫した作物の下処理（土を落とす、葉を落とす、洗う、干す等）や保管をするスペースを別に設けて倉庫内で行うことができるようにする。

㉓ 屋外運動場

- ・児童生徒の学習指導や学校行事、交流及び共同学習等において、全校で活動できるスペースを確保する。
- ・1周150m程度のトラックを整備し十分な運動量を確保できるように整備する。
- ・校庭に国旗等掲揚ポール、鉄棒、雲梯等の運動施設を設置する。

㉔ 囲障等

- ・児童生徒の安全な通学の確保や不審者対策、夜間、休日等に自由に出入りできないようにするなど安全面を考慮し敷地や外周にフェンス等を設置する。
- ・校門は、門扉を設置する。
- ・駐車場に常夜灯を設置する。

㉕ 駐車場

- ・70台分確保する。
- ・保護者が送迎の車両を一時停止させ児童生徒を乗降させるスペースを確保する。
- ・スクールバスが転回するスペースを確保する。
- ・スクールバス2台を駐車するスペースを確保する。

※県有車両 中型バス2台（全長5メートル・全幅2.5メートル）

8 想定整備スケジュール

- (1) 2019年度 (令和元年度) 基本計画策定
- (2) 2020～2021年度 (令和2～3年度) 測量調査・地質調査
基本設計・実施設計
- (3) 2022～2023年度 (令和4～5年度) 校舎建設工事・駐車場整備工事
- (4) 2024年度 (令和6年度) 屋外整備・屋外運動場整備工事

※ 2024年度 開校予定